令和5年

第4回おいらせ町議会定例会

追加議案書

青森県おいらせ町

令和5年 第4回おいらせ町議会定例会追加議案書 目次

議案番号	件 名	頁
議案第71号	おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例について	5
議案第72号	令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について	11

議案第71号

おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例について

おいらせ町手数料条例(平成18年おいらせ町条例第60号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年12月11日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の項目を追加する等の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例

おいらせ町手数料条例(平成18年おいらせ町条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表中「

(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10	1通につ	450円
条第1項、第10条の2第1項から第5項まで	き	
若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄		
本若しくは抄本の交付又は同法第120条第		
1項若しくは第126条の規定に基づく磁気		
ディスクをもって調製された戸籍に記録		
されている事項の全部若しくは一部を証		
明した書面の交付手数料		
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項	証明事項	350円
から第5項まで又は第126条の規定に基づ	1件につ	
く戸籍に記載した事項に関する証明書の	き	
交付手数料		
(3) 戸籍法第12条の2において準用する同	1通につ	750円
法第10条第1項若しくは第10条の2第1項か	き	
ら第5項までの規定若しくは同法第126条		
の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若し		
くは抄本の交付又は同法第120条第1項若		
しくは第126条の規定に基づく磁気ディス		
クをもって調製された除かれた戸籍に記		
録されている事項の全部若しくは一部を		
証明した書面の交付手数料		
(4) 戸籍法第12条の2において準用する同	証明事項	450円
法第10条第1項若しくは第10条の2第1項か	1件につ	
ら第5項までの規定又は同法第126条の規	き	

定に基づく除かれた戸籍に記載した事項		
に関する証明書の交付手数料		
(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条にお	1通につ	350円(婚姻、
いて準用する場合を含む。)の規定に基	き	離婚、養子縁
づく届出若しくは申請の受理の証明書の		組、養子離縁
交付又は同法第48条第2項(同法第117条		又は認知の届
において準用する場合を含む。)若しく		出の受理につ
は第126条の規定に基づく届書その他町長		いて、請求に
の受理した書類に記載した事項の証明書		より法務省令
の交付手数料		で定める様式
		による上質紙
		を用いる場合
		にあっては、1
		通につき1,400
		円)
(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条にお	書類1件	350円
いて準用する場合を含む。)の規定に基	につき	
づく届書その他町長の受理した書類を閲		
覧に供する事務手数料		

」を

(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10 11	通につ 450円
条第1項、第10条の2第1項から第5項までき	Š.
若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄	
本若しくは抄本の交付又は同法第120条第	
1項、第120条の2第1項若しくは第126条の	
規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	

Γ

(0) 三燃汁炉10条炉1页 炉10条页9炉1页	証明事項	250111
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	350円
から第5項まで又は第126条の規定に基づ	1件につ	
く戸籍に記載した事項に関する証明書の	き	
交付手数料		
(2)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基	基符号1件	400円
づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発	につき	
行(情報通信技術を活用した行政の推進等	等	
に関する法律(平成14年法律第151号)第7	,	
条第1項の規定により同法第6条第1項に規	見	
定する電子情報処理組織を使用する方法	:	
(総務省令で定めるものに限る。以下この	の	
項及び(3)の2の項において同じ。)により	9	
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を		
行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明	書	
の請求が同条第1項の規定により同項に規	見	
定する電子情報処理組織を使用する方法	:	
により行われた場合に限る。)における	当	
該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符		
号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を		
行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証		
明する事項と同一の事項を証明する戸籍	:	
の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請	i	
求を行う場合における当該発行を除く。)	

(3) 戸籍法第12条の2において準用する同 1通につ 法第10条第1項若しくは第10条の2第1項か き ら第5項までの規定若しくは同法第126条 の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若し	750円
ら第5項までの規定若しくは同法第126条 の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若し	
の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若し	
 	
くは抄本の交付又は同法第120条第1項、	
第120条の2第1項若しくは第126条の規定	
に基づく除籍証明書の交付手数料	
(3)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基 符号1件	700円
づく除籍電子証明書提供用識別符号の発 につき	
行(情報通信技術を活用した行政の推進等	
に関する法律第7条第1項の規定により同	
法第6条第1項に規定する電子情報処理組	
織を使用する方法により除籍電子証明書	
提供用識別符号の発行を行う場合(当該発	
行に係る除籍電子証明書の請求が同項の	
規定により同項に規定する電子情報処理	
組織を使用する方法により行われた場合	
に限る。)における当該発行及び除籍電子	
証明書提供用識別符号の発行に係る除籍	
電子証明書の請求を行う者が同時に当該	
除籍電子証明書が証明する事項と同一の	
事項を証明する除かれた戸籍の謄本若し	
くは抄本又は除籍証明書の請求を行う場	
合における当該発行を除く。)	
(4) 戸籍法第12条の2において準用する同 証明事項	450円
法第10条第1項若しくは第10条の2第1項か 1件につ	
ら第5項までの規定又は同法第126条の規 き	
定に基づく除かれた戸籍に記載した事項	

に関する証明書の交付手数料		
(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条にお	1通につ	350円(婚姻、
いて準用する場合を含む。)の規定に基	き	離婚、養子縁
づく届出若しくは申請の受理の証明書の		組、養子離縁
交付、同法第48条第2項(同法第117条に		又は認知の届
おいて準用する場合を含む。)若しくは		出の受理につ
第126条の規定に基づく届書その他町長の		いて、請求に
受理した書類に記載した事項の証明書の		より法務省令
交付手数料又は同法第120条の6第1項の規		で定める様式
定に基づく届書等情報の内容の証明書の		による上質紙
交付手数料		を用いる場合
		にあっては、1
		通につき1,400
		円)
(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条にお	書類又は	350円
いて準用する場合を含む。)の規定に基	届書等情	
づく届書その他町長の受理した書類を閲	報の内容	
覧に供する事務又は同法第120条の6第1項	を表示し	
の規定に基づく届書等情報の内容を表示	たもの1	
したものを閲覧に供する事務手数料	件につき	

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第72号

令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について

令和5年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,949千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,838,703 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年12月11日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款			項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金				1,960,000	185,937	2,145,937
		2 国庫補助金		558,129	185,937	744,066
19 繰 入 金				484,450	49,012	533,462
		2 基金繰入金		475,893	49,012	524,905
歳	入	合	計	11,603,754	234,949	11,838,703

歳出

2.55.5		-	_	
(単	4-7	=1.	ш	
1 =	1177	_		

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,486,253	64,500	1,550,753
	2 企 画 費	539,996	64,500	604,496
3 民 生 費	00 20-007 10-005	4,229,525	170,449	4,399,974
2	1 社会福祉費	2,008,806	170,449	2,179,255
歳	合 計	11,603,754	234,949	11,838,703

令和5年 第4回おいらせ町議会定例会追加議案書 添付参考資料

No.		内 容	頁
1	議案第71号関係	おいらせ町手数料条例 新旧対照表(抜粋)	15

1 議案第71号関係

おいらせ町手数料条例 新旧対照表(抜粋)

改正案	口对派权 ()次件	現 行		
別表 (第2条関係)		別表(第2条関係)		
種類	位 金額	種類単位 金額		
(1) 戸籍法(昭和22年法律第1词		(1) 戸籍法(昭和22年法律第1道		
224号) 第10条第1項、第10条		224号) 第10条第1項、第10条 <		
の2第1項から第5項まで若し		の2第1項から第5項まで若し		
くは第126条の規定に基づく		くは第126条の規定に基づく		
戸籍の謄本若しくは抄本の		戸籍の謄本若しくは抄本の		
交付又は同法第120条第1項、		交付又は同法第120条第1項		
<u>第120条の2第1項</u> 若しくは <u>第</u>		若しくは第126条の規定に基		
<u>126条の規定に基づく<mark>戸籍証</mark></u>		づく磁気ディスクをもって		
明書の交付手数料		調製された戸籍に記録され		
		ている事項の全部若しくは		
		一部を証明した書面の交付		
		<u>手数料</u>		
(2) 戸籍法第10条第1項、第10	<u>350円</u>	(2) 戸籍法第10条第1項、第10 直	<u> 350円</u>	
条の2第1項から第5項まで又事		条の2第1項から第5項まで又事		
は第126条の規定に基づく戸 件		は第126条の規定に基づく戸 作		
籍に記載した事項に関する	<u>)き</u>	#に記載した事項に関する ご	<u>)き</u>	
証明書の交付手数料		証明書の交付手数料		
(2)の2 戸籍法第120条の3第2符				
項の規定に基づく戸籍電子件				
証明書提供用識別符号の発	<u>)き</u>			
行(情報通信技術を活用した				
行政の推進等に関する法律				
(平成14年法律第151号)第7 条第1項の規定により同法第				
6条第1項に規定する電子情				
報処理組織を使用する方法				
(総務省令で定めるものに限				
る。以下この項及び(3)の2の				
項において同じ。)により戸				
籍電子証明書提供用識別符				
号の発行を行う場合(当該発				
行に係る戸籍電子証明書の				
請求が同条第1項の規定によ				
り同項に規定する電子情報				
処理組織を使用する方法に				

改正案		現 行
より行われた場合に限る。) における当該発行及び戸籍 電子証明書提供用識別符号 の発行に係る戸籍電子証明 書の請求を行う者が同時に 当該戸籍電子証明書が証明 する事項と同一の事項を証 明する戸籍の謄本若しくは 抄本又は戸籍証明書の請求 を行う場合における当該発		
(3) 戸籍法第12条の2におい1通に て準用する同法第10条第1項 若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは 同法第126条の規定に基づく 除かれた戸籍の謄本若しく は抄本の交付又は同法第120 条第1項、第120条の2第1項若 しくは第126条の規定に基づ く除籍証明書の交付手数料	750円	(3) 戸籍法第12条の2におい1通に て準用する同法第10条第1項 若しくは第10条の2第1項か ら第5項までの規定若しくは 同法第126条の規定に基づく 除かれた戸籍の謄本若しく は抄本の交付又は同法第120 条第1項若しくは第126条の 規定に基づく磁気ディスク をもって調製された除かれ た戸籍に記録されている事 項の全部若しくは一部を証 明した書面の交付手数料
(3) の2 戸籍法第120条の3第2 符号1 項の規定に基づく除籍電子 件に 証明書提供用識別符号の発 行(情報通信技術を活用した 行政の推進等に関する法律 第7条第1項の規定により同 法第6条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用する 方法により除籍電子証明書 提供用識別符号の発行を行 う場合(当該発行に係る除籍 電子証明書の請求が同項の 規定により同項に規定する 電子情報処理組織を使用する 方法により同項に規定する 電子情報処理組織を使用する 方法により同項に規定する	<u>700円</u>	

改正案		現行	
(6) 戸籍法第48条第2項(同法 第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく 届書その他町長の受理した 書類を閲覧に供する事務又 は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に	又は 届書 等情 報の 内容 を表	(6) 戸籍法第48条第2項(同法書類1 第117条において準用する場件に 合を含む。)の規定に基づく つき 届書その他町長の受理した 書類を閲覧に供する事務手 数料	350円
供する事務手数料	<u>たも</u> <u>の1件</u> <u>につ</u> き 略	略略	略